

# 令和3年度

## 第10回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年1月7日(金)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

### 農地利用最適化推進委員 5名

永野次郎委員 筒井正之委員 河野秀行委員 尾上慎一委員  
平田富和委員

### 事務局職員 5名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋  
総括主幹 伊藤 康輔  
真玉分室長 植田 克己 香々地分室長 阿部 幸喜

### 会議に付した事件

- 議案第64号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第66号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第67号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第68号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第69号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第70号 非農地証明願について

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農業用施設の届出について

開会 午前10時00分

議長

それでは、第 10 回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 13 名、欠席委員 0 名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。

議長

みなさんあけましておめでとうございます。昨年はコロナ禍で十分な農業委員会活動が出来ませんでした。みなさん方の日々の活動の努力で農地利用の最適化の実績は県下でも上位でありました。ありがとうございました。今年も耕作者の高齢化が進む中、農地集積や遊休農地解消等の農地利用最適化活動にご協力いただきますようお願いいたします。

尚、1 月 21 日には農地の集積・最適化推進大会が別府ビーコンプラザで開催されますので全員の委員さん方のご出席をお願い申し上げます。その日は市内で新年会を予定しておりますので合わせてご参加願います。しかしながら、世界的に猛威を振るっているオミクロン株による感染拡大が予測できない状況下であり、変更時には速やかにご連絡いたしますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

今年もよろしくお願いいたします。それでは座って、進行させていただきます。ただいまから、令和 3 年度第 10 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、13 番：和泉陣委員及び 1 番：佐々木弘幸委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 64 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 64 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について意見を求めます。1 ページをご覧ください。

申請番号 80 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■ で、地目は田、面積が 857 m<sup>2</sup>、

渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 81 番、所在が■■■字■■■■番■■■外■■■筆で、地目は畑、合計面積が 3,574 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 82 番、所在が■■■字■■■■番■■■で、地目は畑、面積が 950 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 83 番、所在が■■■字■■■■番■■■外■■■筆で、地目は畑、合計面積が 1,064 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 84 番、所在が■■■字■■■■番■■■外■■■筆で、地目は畑、合計面積が 1,144 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 85 番、所在が■■■字■■■■番■■■で、地目は畑、面積が 117 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 86 番、所在が■■■字■■■■番■■■で、地目は田、面積が 864 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 87 番、所在が■■■字■■■■番■■■外■■■筆で、地目は畑、合計面積が 5,971 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 88 番、所在が■■■字■■■■番■■■で、地目は畑、面積が 1,398 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 89 番、所在が■■■字■■■■番■■■外■■■筆で、地目は田、合計面積が 3,355 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 90 番、所在が■■■字■■■■番■■■外■■■筆で、地目は畑、合計面積が 56,075 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要

件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 65 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 65 号、農地法第 4 条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページをご覧ください。

申請番号 3 番、申請地は、          字          番  で、地目は田、面積が 702 m<sup>2</sup>の概ね 10h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分としては農用地区域内農地に該当します。

転用目的は農業用倉庫用地です。

県道          線から市道          線に入り約   m の場所に位置し、東に  、周囲を道路予定地に接しています。

利用計画についてですが、申請者は申請地周辺の道路新設に伴い、所有している農業用倉庫及び土地が収用されたため、申請地に建築面積 91 m<sup>2</sup>の木造平屋建て農業用倉庫を建築する計画です。

土地造成についてですが、西側に自ら石垣を設置するほか現状のまま整地する計画で、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

また、平屋であり日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資金及び信用についてですが、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他の法令により義務づけられている行政庁との協議はありません。

転用に要する費用は、建築及び工事費として           円を見込んでおり、これを超える預金残高が記載された金融機関が発行した残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和 4 年 12 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のアの(イ)のbで、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」に該当します。

申請番号4番、申請地は、■■■■番■■で、地目は田、面積が265㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は進入路用地です。

申請地は、市道■■■■線の■■■■から■■に入り約■■mの場所に位置し、北に■■■■、東に■■■■、南に■■■■、西を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、申請地は申請人が所有する東側資材置場に進入するため、既に道として整備されています。

今回、この後審議いただく議案第66号でご説明を予定している申請地北側の■■を転用し資材置場とする計画を審査するなかで、申請地が転用違反の状態であることがわかり、申請者に農地法に違反していることについて説明し指導したところ、顛末書とともに本申請が提出されたものです。

よって、本件は追認案件となります。

現地は市道から資材置場まで未舗装ながら砕石等を施し進入路として整備されています。

雨水排水は、側溝等なく、自然浸透となっていますが、申請地は道路幅の細長い地形のため周囲の営農に支障はでていない模様です。

申請者は、現在、本件以外には、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、既に整備済みのため特にありません。

工事期間もなく、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合」に該当します。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号3番につきまして、河野秀行推進委員からお願いします。

河野秀行  
推進委員

申請番号3番についてでございますが、12月23日に会長、それから事務局とで現地確認をいたしました。内容については事務局の説明のとおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

次に申請番号4番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。

筒井正之  
推進委員

それでは申請番号4番について、12月21日に事務局と農業委員と私で現地確認を行いました。その結果、先程事務局から説明がありましたように特に周囲についても問題はありませんので、申請のとおりでよいのではないかと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました3番：河野委員からも意見があれば申し上げます。

3番：  
河野委員

はい。先程、事務局、筒井推進委員からもありましたとおり3条と関連するということで見に行きまして、若干違和感を覚えたところもあったのですが、その後、先程説明のありました通り顛末書等の提出があったということですので、この申請番号4番だけ捉えると特に問題はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第66号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第66号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の6ページからです。

申請番号27番、申請地は、          字          番  で、地目は畑、面積が483㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は倉庫用地です。

申請地は、          から市道          線に入り約      m進んだ場所に位置し、西に  、周囲を      に接しています。

利用計画についてですが、譲渡人は、申請地に自身が制作した書道や絵画作品を保管するため、建築面積94.5㎡の木造平屋建て倉庫を建築し、娘に譲渡する計画です。

現地は既に建築工事を始めていることから、申請者に確認したところ、施工業者が転用申請手続きを怠っていたとのことで、始末書が提出されました。

よって、本件は追認案件となります。

譲渡人から農地法違反を認め、今後農地法を順守する旨、始末書が提出されています。

盛土等を行わず、現状のまま整地を行っていることから土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水排水及び手洗い場の水につきましては、周囲の側溝に放流する計画で、側溝を管理する■■自治会と農地管理組合に使用許可を得ています。

し尿については、汲み取りで処理する計画です。

農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、建築工事費として■■■■円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う予定でそれを満たす金融機関が発行した残高証明書と一部支払い済みの領収書の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和4年2月23日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合」に該当します。

申請番号28番、申請地は、■■字■■■■番■■外■■筆で、地目は田、合計面積が2,941㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は資材置場用地です。

申請地は、県道■■■■線から市道■■■■線に入り約■■mの場所に位置し、北に■■、周囲を■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で建設業をおこなう法人で、申請地を購入し、建築用足場などの資材置場として整備する計画です。

周囲をL型擁壁で囲み、盛土及び舗装を施す計画で、別途、豊後高田市に土砂等による埋立て、盛土及びたいせき届出書を提出しています。

雨水排水は、北側に新設する市道側溝や東側の既設側溝に放流する計画です。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として■■■■円を見込んでおり、すべて融資で賄う予定でそれを満たす金融機関が発行した融資証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る

農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合」に該当します。

申請番号 29 番、申請地は、          字          番  外  筆で、地目は田と畑、合計面積が 714 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 1 種住居地域に該当します。

転用目的は分譲住宅用地です。

市道          線から市道          線に入り約      mの場所に位置し、南を          、周囲を          に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で不動産業、太陽光発電事業を営む法人で、申請地を分譲地に整備する計画です。

申請地の内 488 m<sup>2</sup>を平均 30 cm 盛土する計画で、境界には土羽を設置し土砂の流出がないよう整備するとのことです。

隣接する農地はないため、周囲の営農に支障はないものと考えられます。

雨水排水につきましては、土地の東側に新設する進入路と排水側溝を経由して      側市道の側溝に放流し、汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で約          円を見込んでおり、事業費以上の金額が預金された金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和 4 年 4 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号 30 番、申請地は          番  で、地目は田、面積が 852 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。

転用目的は資材置場用地です。

申請地は、市道          線の          から      に入り約      mの場所に位置し、北に          、東に          、西を          、南を先ほど議案第 65 号で審議いただいた進入路に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で建設業を営む法人で、申請地を資材置場として整備する計画です。

周囲と同じ高さまで約 1.3 m 盛土し整地する計画で、別途、豊後高田市に土砂等による埋立て、盛土及びたいせき届出書を提出しています。

雨水排水は、自然浸透のほかオーバーフロー分は      側市道の既設側溝に放流する計画です。

日照及び通風に影響はないため、周囲の営農に支障はないものと思われま

す。  
申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。  
また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。  
転用に要する費用は、土地取得費で [REDACTED] 円を見込んでおり、土地造成は譲受人が自己施行するということで、土地取得費以上の金額が預金された金融機関の通帳の写しが添付されています。  
工事期間は許可後から令和4年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断されます。  
許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合」に該当します。以上です。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思えます。  
最初に、申請番号27番につきまして、尾上慎一推進委員からお願いします。

尾上慎一  
推進委員

はい。12月22日に現地を確認しましたが、この件につきましては事前着工して現状は農地ではないという判断で、実際、私と同じ地域ですのでそれ以前も見えていますけれども、私自身も元々農地ではなく雑種地か宅地ではないかと思っていたところでもありますので、転用しても問題ないと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。  
同じく現地確認をしていただきました4番：川野元委員からも意見があればお願いします。

4番：  
川野元委員

はい。事務局の説明のとおりで問題ないと思えます。

議長

ありがとうございました。  
次に申請番号28番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。

永野次郎  
推進委員

去る12月21日、私と中野委員と事務局で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで問題ないと思えます。

議長

ありがとうございました。  
次に申請番号29、30番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。

筒井正之  
推進委員

それではまず申請番号 29 番について、12 月 21 日に事務局、農業委員、私  
で現地確認を行いました。その結果、先程事務局から説明のありましたよう  
に当該農地について周辺は住宅化されており、排水路についても原状復帰は  
困難と思われるので申請どおりでよいのではないかと思います。ご審議の  
程よろしく願いいたします。

次に申請番号 30 番については、先程議案第 65 号の 4 番で説明がありまし  
たけれども、当該農地については機能を回復するには困難と思われるので、  
申請のとおりで問題ないかと思われます。ご審議の程よろしく願いします。

議 長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました 3 番：河野委員からも意見があれば  
お願いします。

3 番：  
河野委員

はい。29、30 の両方につきまして、先程事務局、それから筒井推進委員の  
補足説明がありましたけれども、現地確認の結果、特に問題はないと判断い  
たしました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問の  
ある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しま  
した。

次に、議案第 67 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請に  
ついて審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 67 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。議案書 8 ページ  
です。

申請番号 7 番、申請地は [ ] 字 [ ] 番、地目は田で、面積は 1,511  
㎡、概ね 10h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分と  
しては農用地区域内農地に該当します。

[ ] の [ ] に位置し、東を [ ] 周囲を [ ] に接しています。  
転用目的は埋蔵文化財調査です。

豊後高田市教育委員会が、住宅建設予定地について埋蔵文化財の試掘及び

本調査をおこなうための一時転用で、調査終了後は土の埋め戻しをおこなうため、土砂等の流出や崩壊の恐れはありません。

また、日照及び通風に関して隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は工事費として [ ] 円であり、豊後高田市の令和3年度遺跡発掘調査事業費に係る予算書の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(b)で、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

申請番号8番、申請地は、[ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目は畑、合計面積が2,735㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

市道 [ ] 線の [ ] から [ ] 方面に約 [ ] m進んだ場所に位置し、北に [ ] と [ ]、周囲を [ ] に接しています。

利用計画についてですが、受人は [ ] で太陽光発電事業ほかをおこなう法人で、申請地を借り受け、地上権を設定し、太陽光発電施設用地として整備、転用する計画です。

太陽光パネル [ ] 枚、パネル面積 [ ] ㎡、発電出力 [ ] kWの太陽光発電施設を設置する計画で、利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

建築物を設けないため、日照・通風の影響は認められません。

傾斜地であることから、盛土は行わず、現状の地形のまま整地し、野立てスクリーン架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にネットフェンスを設置する計画です。

事業予定地内には里道があり、事業実施について里道を管理する豊後高田市耕地林業課や地元自治会等と協議しており、了承を得ているとのこと。

雨水排水は、自然浸透のほか、各区画北側の石垣の下に新設する側溝で集水し南側の既設側溝に放流する計画で、流量計算書が添付されています。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外にその他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地貸借料と建築工事費として [ ] 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う予定で、それを満たす金融機関が発行した残高証明書が添付されています。

また、九州経済産業局の事業計画認定通知書の写し及び九州電力株式会社

	<p>からの工事費負担金の請求書の写しが添付されています。</p> <p>工事期間は許可後から令和4年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。</p> <p>許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合」に該当します。以上、ご審議願います。</p>
議 長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号7番につきまして河野秀行推進委員から願います。</p>
河野秀行 推進委員	<p>申請番号7番ですが、12月23日に会長と事務局と現地を確認させていただきました。事務局の説明どおりでございます。よろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に申請番号8番につきまして、平田富和推進委員から願います。</p>
平田富和 推進委員	<p>申請番号8番、先月12月21日、事務局2名、農業委員、宗一則委員の4名で現地視察いたしました。太陽光施設用地を視察し、近所から500mほど離れていて特に問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました9番：宗委員からも意見があれば願います。</p>
9番： 宗委員	<p>はい。事務局と平田委員と視察してまいりましたけれども、若干段差のある土地ですけれども、排水のこともきちんとするという事なので特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございせんか。はい。河野委員。</p>
3番： 河野委員	<p>太陽光施設の地上権というのは、どういう意味を持っているのか教えていただければと思います。</p>
議 長	<p>はい。事務局から願います。</p>
事務局	<p>はい。地上権というのは難しいところで、大まかに説明させていただくと、土地の貸借において、単に土地を借りるよりも様々な場面において土地を買った時と同じような強い権利が生じ、地主の許可を得ずに色々出来たりす</p>

るというような。貸借の種類の中にいくつかあるのですけれども、その中でも非常に強い、土地を購入して所有者となることとほぼ同等の強い権利での許可設定をするということでございます。

非常に内容が細分化され、かつ多岐にわたっておりますので、このような形でご説明申し上げたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

議長

特別高圧が引かれていますよね。その下はこういった権利があるというふうな。

3番：  
河野委員

それはもう単に農業委員会に申請して許可が出れば、必然的にこの相対の中で地上権というのは認められたということになるのですね。他に関連のある申請の提出先はないのですね。

事務局

法務局で地上権の登記をしたりします。皆さんにご審議いただくのは農地を農地以外に変えることですので、地上権を設定したいという要望も含めて許可を出していただく。許可が下りたら地上権の設定ができるようになるということです。

議長

はい。他にございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第68号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第68号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。

それでは、集積表が50ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が212,382㎡、畑の面積が74,453㎡の合計面積が286,835㎡で、利用権を設定する農家数116戸、利用権の設定等を受ける農家数46戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積254,069㎡、使用貸借に係る面積32,766㎡です。

詳細につきましては議案書10ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 69 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 69 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 29 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。

別紙の農用地貸付調書をご覧ください。

1 ページ目で、借受者 [ ] に 13 件の合計面積が 43,103 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

2～3 ページ目で、借受者 [ ] さんに 27 件の合計面積が 29,829 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

4～5 ページ目で、借受者 [ ] に、19 件の合計面積が 17,850 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

6 ページ目に、借受者 [ ] さんに面積が 1,710 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

7 ページで、借受者 [ ] さんに 2 件の合計面積が 2,049 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

8 ページで、借受者 [ ] に面積が 1,331 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 70 号、非農地証明願についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 70 号、非農地証明願についてです。議案書 52 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 30 番、所在が■■■■字■■■■番で、地目は畑、面積 1,824 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■■の■■■■さんです。</p> <p>申請の内容は、平成 5 年に親から相続したが、遠方に居住しているため、耕作できず原野化してしまった。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。</p> <p>地元推進委員の内田津芳委員が事務局と現地確認を行い、非農地として問題ないとの意見をいただいております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農業委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>申請番号 30 番につきまして、現地確認をしていただきました 8 番：野間委員から意見があればお願いします。</p>
8 番： 野間委員	<p>先日、内田委員、事務局と現地調査をいたしました。この一帯は今後倉庫等が建って、非常に農地としても難しいということで特に問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事</p>

	<p>事務局から報告します。</p> <p>事務局 報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。53 ページになります。</p> <p>届出番号 25 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が畑で、面積が 4,554 m<sup>2</sup>で、貸人が■■■■、借人が■■■■の■■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号 26 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が田で、面積が 1,382 m<sup>2</sup>で、貸人が■■■■の■■■■さん、借人が■■■■です。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号 27 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が田で、面積が 5,395 m<sup>2</sup>で、貸人が■■■■の■■■■さん、借人が■■■■の■■■■さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号 28 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が田で、面積が 852 m<sup>2</sup>で貸人が■■■■の■■■■、借人が■■■■の■■■■さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号 29 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■外■■■■筆、地目が畑で、合計面積が 4,323 m<sup>2</sup>で、貸人が■■■■、借人が■■■■の■■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。以上です。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項（2）農業用施設の届出について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（2）農業用施設の届出がありましたのでご報告いたします。55 ページをご覧ください。</p> <p>所有者は■■■■の■■■■さんで、所在が■■■■字■■■■番、地目が畑、面積が 1,591 m<sup>2</sup>の土地に 199 m<sup>2</sup>の農業用倉庫を建築したいということがあります。施工期間が令和 4 年 1 月 7 日から令和 4 年 9 月 1 日であります。以上です。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これもちまして、令和 3 年度豊後高田市農業委員会第 10 回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

(農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について)

(農地の集積・最適化推進大会について)

(農業委員会 (農業委員・農地利用最適化推進委員) 新年会について)

(視察研修について)

(次回 (令和3年度: 第11回) 総会について)

午前10時54分

令和3年1月7日